166-衆-本会議-27 号 平成 19 年 5 月 8 日
歳入庁設置法案（山井和則君外五名提出）
国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案（山井和則君外五名提出）
公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案（山井和則君外五名提出）の趣旨説明及び質疑
長妻昭議員の質問に対し、山井和則が答弁

○長妻昭君　民主党の長妻昭でございます。

民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の日本年金機構法案等、民主党提出の年金信頼回復三法案について質問申し上げます。答弁が不十分であれば、時間の範囲内で再質問をしますので、よろしくお願いをいたします。（拍手）

まず、総理に申し上げたいのは、年金百年安心プランというごまかしの看板をそろそろおろしていただきたいということです。まず、今の年金制度は欠陥がある、安心できる制度ではないと認めることからすべてが始まります。看板をおろして、失政を認める勇気を持っていただきたい。いかがですか。

年金不信を増大させた原因の一つに社会保険庁問題があります。最大の課題は、未納を減らし、保険料流用を禁止するなど信頼回復にあります。民主党はかねてより、年金の保険料は税金と一緒に集める、社保庁を国税庁に吸収合併する歳入庁がベストであると提言してまいりました。

ところが、昨年、政府は、ねんきん事業機構法案という社保庁の看板かけかえ策を国会に提出しました。案の定、集中砲火を浴びてあえなく撤回。そして今回も、社保庁の公務員は全員首にしますと、かけ声は勇ましいのですが、ふたをあけてみれば、社保庁を特殊法人に衣がえする日本年金機構法案を提出してきました。これでなぜ未納が減り、年金の信頼回復ができるのか、意味不明でございます。

特殊法人にすれば問題が解決すると政府は言わんばかりですが、これまで幾多の特殊法人で不祥事が発覚しました。今まで特殊法人にして成功した事例が一つでもあれば、具体的名前をお教え願いたい。

当初、与党の中にも、民主党の歳入庁構想を受け入れる議論がありました。しかし、厚生労働省や社保庁が、天下り団体を養う原資でもある年間二十一兆円もの保険料徴収権限を手放したくないと抵抗したと聞いています。

国民年金の被保険者のうち、三百五十万人が税金も払っています。厚生年金は百六十万事業所が加入しています。国税庁とのダブり仕事を解消すれば、大幅に人員削減が可能となります。コスト削減と徴収効果を考えれば、歳入庁しかありません。米国、英国、スウェーデン、カナダなども保険料と税金を一緒に集めて効果を上げております。

この際、安倍総理に申し上げます。官僚の抵抗を振り切り、メンツも捨てて、民主党案に乗って問題を決着させようではありませんか。お答えください。もはや、これ以上の先送りは絶対にやめていただきたい。心から申し上げます。

民主党法案提出者には、なぜ歳入庁が必要なのか、政府案との違いも含めて説明を求めます。

社保庁で現在深刻なのは、民主党の調査で数字が明らかになった、厚生年金や国民年金の納めた保険料の記録が消えてしまう問題です。

社保庁は、昨年八月二十一日から十二月二十八日までの年金記録相談の特別強化体制の中で、納付記録に漏れがあるとして訂正を求めた方のうち一万八百五十八人に対して、記録が残っていないとその申し出を却下しました。結果、救済されたのは領収書を保管していたたった八十六人だけ。実に、百三十人に一人しか救済されていません。昭和四十年代、五十年代の領収書を保管している人はまれです。

納付記録の訂正申し出が却下された一万八百五十八人の記録を再度徹底調査すべきと考えますが、いかがですか。領収書によって救済された八十六人も、国会での追及を受けて三十一人分の記録が新たに発見されました。ずさんきわまりない。ぜひ再調査していただきたい。

昨年八月二十一日からことし三月三十日までの七カ月間で、全国の社会保険事務所に約二百十五万人もの方が納付記録について相談に訪れています。そのうち約二十八万人に基礎年金番号への統合漏れがありました。本人が納付記録の漏れを申し出なければ、受給額が減るところでした。実に全体の一三％です。厚生年金、国民年金の被保険者は全体で約六千五百万人おり、一三％に統合漏れがあるとすれば、約八百五十万人は、自分で記録漏れを発見して申告しなければ受給額が減る可能性があるということです。

また、同時期、二万六百三十五人の記録訂正の申し出が却下されました。却下された方々のすべての記憶が正しいとすると、記録消失の被害者は同時期相談のあった方の約一％です。厚生年金、国民年金の被保険者と受給者合わせて約一億人ですので、一％である約百万人の記録が消えている可能性があります。しかも、納付記録が消えていても記憶が薄れて指摘できない方もいるとすれば、被害者はさらに膨らむ可能性があります。

記録消失推計百万人、統合漏れ推計八百五十万人、大きな問題であることを社保庁は認識していただきたい。社保庁としては、記録消失、統合漏れは何人程度と把握していますか。被害者救済策とともにお尋ねします。

既に受給されている方も安心ではありません。多くの支給漏れが発生しています。平成十三年度からことし二月末までの六年間で、二十二万人もの方が、社保庁の納付記録ミスなどの理由で受給金額が変更になりました。被害者の全体は推計何人で、支給漏れの方々を救済するためにどのような対策を考えているのか、お尋ねをいたします。

民主党の調査で、納付記録が基礎年金番号に統合されていないものが、厚生年金、国民年金合わせて約五千万件もあることが判明しました。基礎年金番号の付番前に死亡された方などを除いて、この中には、だれの納付記録か不明になり、統合できず給付に結びつかないデータも存在すると考えられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がすべての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正しい年金額が支給できないおそれがあるというとんでもない問題です。納付記録が存在しても、基礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づき確認しなければ受給金額には反映されません。本来は、本人の申し出がなくても統合を進めることが当然です。社保庁は一部統合作業はしていますが、例によって大変いいかげんです。今後、民主党の具体的アドバイスも受け入れて、全力を挙げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たった一人でも預金が消えていれば、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかっていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年金記録被害者救済法案を取り入れるべきと考えますが、いかがですか。これは総理にお伺いします。

民主党法案提出者には、消えた年金記録被害者救済法案の内容について御説明ください。

社保庁の記録は初めから間違いがないと信じている方が数多くおられます。この際、緊急に、全被保険者、受給者約一億人に、納付記録が消えることがあり得るということを十分注意喚起した上で、全員に納付記録一覧である年金加入履歴を送付して、漏れがないかチェックしていただくことを強く要請します。政府のねんきん定期便は合計百億円の経費をかけると聞きますが、受給者は対象でない上、三十五、四十五、五十八歳以外は加入月数を通知するだけで、チェックのしようがありません。ぜひ、緊急に民主党の提案を実施していただきたい。総理にお答え願います。

もともと社保庁問題は、保険料浪費から端を発しました。民主党の調査で、六兆円もの年金保険料が年金支給以外に使われたことが明らかになったのです。リゾート施設の観覧車やメリーゴーランドの建設にまで流用された上、職員のカラオケセットやゴルフ練習場のクラブやボール、ミュージカルのチケット代にまで保険料が浪費されました。

平成十六年二月二十五日、衆議院予算委員会で、当時、与党年金制度改革協議会の座長であった自民党の大野

功統議員は、大野さん、おられますか、同協議会の与党合意として、「我々は、国民の皆様の大事な年金の保険料は年金の給付以外には絶対使わない、こういう誓いに達したわけでございます。」と大見えを切りました。当日はＮＨＫ生放送もされており、国民の皆様の前で与党として流用はしないことを公約したわけでございます。

ところが、今回、これまで以上に流用を可能とする二つの法案が政府から提出されました。保険料の流用を、利便の向上に資する情報提供、年金教育・広報、年金相談その他の援助には可能とする条文が追加されました。何でも流用法とでも言うべきものです。天下り団体に仕事を与えるために、全国に年金教育センターや年金広報センターなどができ、保険料が食いつぶされることは明らかです。さらに、平成二十年度以降、永久に年金事務費に保険料を流用できる法案も今回提出されています。

自民党総裁でもある安倍総理にお伺いします。予算委員会で全国民の前で誓った与党の公約をなぜ簡単に破るのですか。素直に二つの流用法を撤回し、年金保険料は年金の支給だけに使うという鉄則を打ち立てていただきたい。いかがですか。撤回しないのであれば、安倍総理に公約破りの責任をおとり願いたい。お答えください。本来は大野議員にもただしたいところです。

民主党法案提出者には、民主党の年金保険料流用禁止法について説明を求めます。

社保庁には、不祥事の後始末がいまだ数多く残っております。民主党の指摘で明らかになった国民年金の未納者を行方不明者にでっち上げる問題。未納者を切り捨てて未納率を減らす、成績アップを目的とした犯罪的行為です。行方不明者となる不在者設定をされると、通知など一切届かなくなります。平成十八年二月末現在で約七十八万人いる行方不明者のうち、不正に行方不明とされた方は何人おられるのか、お示しください。民主党は、一年近く前から調査要求をしております。責任のとり方とともに、お答え願います。

社保庁は、監修料という名目で保険料をキックバックして、職員の飲み食い代など、五年間で六億円以上の年金や政管健保の保険料を使い込んでしまいました。しかし、いまだ一億六千万円しか返却されておりません。全額返却させるのが当然と考えますが、いかがですか。これは総理にお伺いします。

政府・与党は、社保庁に甘過ぎます。納付記録の消失問題を初め、不祥事の後始末までほったらかしのまま、特殊法人に衣がえして逃げ切ることは断じて許されません。一連の政府法案は、年金責任逃げ切り法案と言わざるを得ません。安倍総理の反省の弁をお願いいたします。

国の二つの保障、安全保障と社会保障、どちらも重要です。社会保障の切り捨てによって全国からわき上がる悲鳴にも似た声をよく聞いてください。現場を歩いてください。頼るべき最後のよりどころが年金なのです。安倍総理におかれましては、責任を自覚して、自分の言葉で答弁をお願いいたします。

以上です。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　長妻議員にお答えをいたします。

平成十六年の年金制度改正についてのお尋ねがありました。

年金制度については、平成十六年の制度改正において、おおむね百年程度先までを見通して長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするための見直しを行ったところであります。また、本年二月に発表した暫定試算では、昨年末に公表された新人口推計の中位推計や近年の経済動向を織り込むと、全体として年金財政は好転しております。

今後、法律の規定に基づき、平成二十一年までに、今回の暫定試算も参考としつつ、しっかりと財政検証を行い、国民の老後生活等の安心を確保してまいります。

特殊法人についてお尋ねがありました。

特殊法人などの公的な法人は、法律においてその目的や業務を規定し、それに基づいて運営を行ってきているところであり、それぞれの法人は、その目的に対応する成果を上げてきているものと認識しています。例えば、国民生活金融公庫は零細企業の資金調達に貢献をしており、その機能は、政策金融改革を行いながら大事にしていくべきであると考えています。

民主党の歳入庁構想についてのお尋ねがありました。

社会保険庁と国税庁を統合し、歳入庁を設置するとの民主党案については、年金保険料と国税とでは徴収の対

象が大きく異なり、徴収業務の基本的性格も異なるという現状を無視したものであり、業務の効率化等の利点は考えにくいものであります。さらに、さまざまな問題があった社会保険庁を公務員組織のまま温存する案であり、改革の目的である規律の回復や事業の効率化等の観点から、我々としてはとり得ない案と考えております。

年金記録にかかわる民主党案についてお尋ねがありました。

年金記録については、今日では、さまざまな年金制度に加入した場合であっても基礎年金番号で統一的に管理される仕組みとなっており、基本的な問題は解決していると考えています。ただし、基礎年金番号が導入される以前の記録が統合されないケース等が残されていることから、これをどのように基礎年金番号に統合していくかが課題となっております。

このため、社会保険庁では、昨年来、年金記録相談の特別強化体制をとり、年金記録の確認を幅広く国民の皆様に呼びかけており、今後さらにその周知に努めてまいります。

これらの取り組みを適切に進めていくことにより、民主党案によらずとも対応していくことができると考えておりますが、年金記録の重要性に関する民主党の考え方は十分参考にさせていただきたいと存じます。

年金加入記録についてのお尋ねがありました。

すべての被保険者、年金受給者に対して納付記録を送付し点検をお願いすることは、大部分の方の記録が真正なものであることを考えれば、非効率な面が大きいのではないかと考えます。

年金記録については、今後、三十五歳、四十五歳、五十八歳の各時点で御確認いただく体制が整備されることとなっております。また、現時点で年金記録に不安や疑問をお持ちの方には、現在、社会保険庁で実施している年金記録相談の特別強化体制を御活用いただくこととしており、その周知にさらに努めてまいります。

民主党からの調査要求への回答についてのお尋ねがありました。

民主党からの調査要求に対しては、ことし一月に、厚生労働大臣より、回答できるものはお答えし、回答できないものはその理由をお示ししたものと承知しております。その後に調査の御依頼があった事項についても、回答が可能なものについてはできるだけ速やかに回答してまいります。

年金保険料の使途についてのお尋ねがありました。

平成十六年二月の衆議院予算委員会のやりとりは、年金福祉施設を念頭に置いて交わされたものであります。このことは、翌月の与党の年金制度改革協議会の合意において、年金保険料は今後は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないとされているところからも明らかであります。政府においては、この与党合意を踏まえて、年金保険料は年金給付及び年金給付に関連する年金相談、情報提供等の事業費や事務費以外には充てないという考え方で対処してきております。

今回の法案では、年金給付と密接不可分なコストである経費に保険料を充てることとしておりますが、これは、他の公的保険や諸外国の例から見ても妥当なものであります。重要なことは、かつての社会保険庁に見られたような無駄遣いを許さないことであり、今後さらに、無駄遣いを排除するための取り組みを徹底いたします。

監修料についてお尋ねがありました。

平成十五年度以前に生じた社会保険庁職員の監修料の受領は、国民の信頼を損ねることとなりました。こうした事態を招いたことを社会保険庁が組織として重く受けとめ、反省の意を表するものとして、幹部職員を初め一定の地位にあった者が給与の一部を自主的に返納をいたしました。これは、業者からの監修料の受領について、その反省に立ってけじめをつける趣旨で行ったものであり、受領額そのものを国に返納すべきという考え方に立っているわけではありません。

年金保険料の不正免除問題に対する対応についてのお尋ねがありました。

国民年金保険料の免除等に係る問題については、社会保険庁において、累次の調査を経て、昨年八月に第三次調査報告書を取りまとめ、関係職員に対して停職を含む処分を行うなどの措置を講じたところであります。

また、今回の事案発生を踏まえ、再発防止策として、これまでに法令遵守意識の徹底、業務の標準化、統一化の徹底等の措置を講じたところであります。

刑事告発についてお尋ねがありました。

国民年金保険料の不正免除の事務処理に関し犯罪があったと思料されるかどうかについては、必ずしも明確な

結論に達することができなかったことから刑事告発に至らなかったと承知しているところであります。

年金保険料の浪費の責任についてのお尋ねがありました。

年金福祉施設等は、さまざまな批判や時代の変化を踏まえ、譲渡等を行うこととしています。また、その根拠となったいわゆる福祉施設規定も、今回の法案で見直すこととしております。

安易な随意契約や予算執行の無駄遣いとの指摘に関しては、競争入札を原則とするとともに、調達委員会による厳正な審査に努めております。重要なことは、無駄遣いは絶対にさせないということであります。そのための取り組みを徹底し、社会保険庁を抜本的に改革することにより、責任を果たしてまいります。

社会保険庁改革に関する政府案及び民主党案に対する私の考えについてお尋ねがありました。

社会保険庁については、規律の回復と事業の効率化を実現するため、抜本的な改革をなし遂げなければなりません。

このため、今回の改革案では、公的年金に関する国の責任は堅持しつつ、新たに非公務員型の日本年金機構を設置するとともに、民間企業への外部委託を徹底するほか、悪質な滞納者への強制徴収を国税庁に委託するなど、社会保険庁の廃止・解体六分割を断行することとしております。公的年金に対する国民の信頼をしっかり確保できる新組織の実現に向け、最善を尽くしてまいります。

民主党案については、社会保険庁と国税庁を統合し歳入庁を設置するとの案は、さまざまな問題があった社会保険庁を公務員組織のまま温存し、また事務の効率化も図ることができない問題があります。年金保険料を必要な事務費に充てることも認めないとの案は、他の公的保険や諸外国の現状から見ても妥当ではなく、年金記録の調査については、既に五十八歳通知や年金記録相談の特別強化体制などを講じているところであります。そういう意味において、民主党案ではなく政府案に対する御理解をお願いしたいと思います。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣（柳澤伯夫君）　年金記録相談の特別強化体制絡みで、長妻議員から数字にわたって御質問をいただきました。

この年金記録相談の、年金記録の訂正申し出があったわけですが、この訂正申し出が却下された方への対応について特にお尋ねをいただきました。

御指摘の年金記録相談につきましては、昨年の八月二十一日からこれを実施しているところでございます。この専門窓口などを通じて相談をされた方に対しましては、まず、国民年金、厚生年金ともに社会保険庁の社会保険オンラインシステムの記録の調査を行ってチェックをいたします。

また、この記録で確認できなかった申し出につきましては、国民年金の一部と厚生年金につきまして、社会保険庁の被保険者台帳、マイクロフィルムの保存がなされているものでございますが、これの調査を行い、さらに市町村に保存されている国民年金被保険者名簿等もろもろの資料に当たった調査等を実施した上で回答をいたしたということでございます。現在も、そういうことでこの回答を継続しているところでございます。

さらに、御本人から保険料納付状況が記載された資料等に基づいて再調査依頼がある場合には、その資料等に基づきまして、今度は社会保険庁本庁において記録訂正の要否を慎重に判断させていただいております。したがいまして、ここまで調査をしておるわけでございますので、改めて調査をする必要はないというふうに考えております。

それから、年金納付情報のいわゆる不備、消失についてのお尋ねがございました。

社会保険庁において実施している年金記録相談の特別強化体制におきまして十二月までに相談を受けた約百万件の中で、社会保険庁及び市町村の資料に年金保険料納付記録がなく、被保険者が保有する領収書等によって記録を訂正した事例が五十五件ありました。百万件のうちの五十五件でございます。このような事例については、その生じた原因は特定できませんけれども、領収書等により保険料納付の事実が確認されれば、速やかに記録を訂正いたしております。

さらに、こうした資料がない場合でありましても、保険料納付に関する具体的な状況から納付があったことが確実と考えられる場合には、記録の訂正を行うこともあり得るという姿勢で臨んでおります。

いずれにいたしましても、現在、年金記録相談の特別強化体制において幅広く御相談を受け付けているところでございまして、年金記録に御不安や御懸念のある方は、社会保険事務所に御相談いただきたいと考えております。

次に、平成十八年六月現在、基礎年金番号にいまだ統合されていないものが五千万件あるわけですけれども、この五千万件の各種の年金手帳記号番号の記録につきましてお尋ねをいただきました。

基礎年金番号に統合されていない五千万件の記録の中には、基礎年金番号導入前にお亡くなりになった方や受給要件を満たさなかった方、さらには今後において年金の受給資格を取得される方に係るものが含まれていると考えられます。五千万件の中に含まれるこれらそれぞれの内訳件数については、これを把握いたしておりません。

基礎年金番号に統合されていない記録を年金給付に適切に反映させていくことが必要ですが、このためには、今後、五十八歳到達者に対する年金加入記録の通知や年金記録相談の特別強化体制等を活用していただきますと同時に、基本的には、年金支給の裁定時において、受給権者との間で記録の確認が行われていくと考えております。

年金被保険者によるこの確認の手続につきましては、今後さらに、ねんきん定期便の本格導入や、三十五歳、四十五歳の区切りの年齢において詳細な加入履歴をお届けする取り組みを進める一方、年金受給者に対しては、各年の振り込み通知に際し記録確認の呼びかけを行うなど、その機会を一層拡大してまいることといたしております。

いわゆる不在者についてのお尋ねがありました。

住所不明のいわゆる居所未登録者につきましては、昨年八月に公表した国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第三次調査報告書に基づきまして、その適正な管理を徹底するために、不適正処理分約十万五千件の取り消しを行いますと同時に、平成十八年十月に新たな事務処理基準を策定し、残る六十九万人についてこの基準に照らして居所未登録者の再点検を開始しており、いまだ完了するに至っておりません。

この再点検作業をしっかり進め、居所未登録者の適正な管理を徹底していくことが社会保険庁としての責任を果たすことであり、市町村の協力をいただきながら、できる限り早期に再点検を完了できるよう作業を進めてまいります。

なお、平成十七年度に行われました不適正な居所未登録の処理につきましては、これにかかわった職員について、既に適切な処分を行っております。

以上でございます。（拍手）

〔山井和則君登壇〕

○山井和則君　長妻議員から三つの質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず何よりも、今の安倍総理、柳澤厚生労働大臣の答弁を聞いていて、なぜ特殊法人に看板をかけかえするこの法案によって納付率がアップするのかがさっぱりわかりませんでした。年金制度の安定、信頼回復こそが、今回の社会保険庁改革の最大の眼目であります。

長妻議員からは、まず第一番目に、なぜ歳入庁設置法案を創設するのか、そしてその政府案との違いということについて御質問がありました。

歳入庁設置には、三つのねらいがあります。

まず第一は、何よりも、低下している国民年金の納付率、そして厚生年金の加入率の引き上げにあります。

先ほど柳澤大臣から、国民年金の納付率がアップしているというような趣旨の発言が、谷畑議員からもございました。しかし、これは、六七％にアップしているのは、一七％分の猶予と免除による、いわゆる分母対策によるかさ上げにすぎません。実際、全額納付している人は五〇％に下がっております。これは、ここ数年間の改革によっても、一直線に下がっている一方です。公表されている納付率が六七％に上がっているように見えているのは、猶予と免除をふやしているからにすぎません。

国民皆年金と言われながら、二人に一人しか払っていないこの国民年金の納付率をどう上げていくのか。そのために、私たち民主党は、九八％の徴収率を誇る国税庁との社会保険庁の統合、そして国税のノウハウを活用するという歳入庁の設置に至りました。

また、空洞化しているのは国民年金だけではありません。昨年の九月十五日の総務省による行政監視の報告書によれば、何と三割もの事業所が厚生年金の未加入になっているという推計が出ました。これは何と六十万事業所、そして二百七十万人もの労働者が未加入になっていると推計されております。これについて、二〇〇四年度、社会保険庁は促進活動を行いました。しかし、実際加入に及んだ事業所はたったの三％ではありませんでしたか。

このような問題について、政府案では全く加入率の向上が図れません。先ほども長妻議員からありましたように、スウェーデン、アメリカ、カナダ、イギリスでも、税金と年金保険料は一体として徴収をしております。そして、大変うまくいっております。このような統合によって納付率と加入率を上げていく、これが第一番目のねらいであります。

そして、第二番目のねらい。これは、国税庁に社会保険庁を統合して、重複業務を整理し合理化することによるコストダウン、主として人員の削減であります。

三百五十万人もの国民年金の加入者が国税も払っております。社会保険事務所そして税務署との重なりの業務も、整理をすれば業務は合理化することができます。このことにより、仕事とコストと人員を削減いたします。これが二つ目のねらいであります。

そして、三番目の歳入庁のねらいは、何よりも国民の利便性の向上であります。

今までは、税金と保険料は別々の場所で納付をしておりました。しかし、歳入庁になれば、保険料、税金のみならず、雇用保険料、労災保険料もワンストップサービスで、一カ所で納付をすることができます。さらに、年金の相談、税金の相談も、今まではばらばらで行われ、たらい回しに遭っていたケースもありましたが、これを一カ所で、年金相談にも対応することができます。

つまり、民主党の歳入庁設置によりまして、納付率、加入率の向上、そして合理化による人員とコストのダウン、そして三つ目には国民の利便性の向上という、一石三鳥が民主党の歳入庁法案であります。

一方、政府案はどうでしょうか。非公務員化と言いながら、実態は隠れ公務員ではありませんか。今までどおり、新たな日本年金機構という特殊法人の職員は税金によって給与が払われるのではありませんか。さらに、特殊法人になって平均給与がアップするのではありませんか。厚生労働省の年間平均給与は六百八十万円、そして厚生労働省管轄の独立行政法人の職員の平均給与は八百万円、そして特殊法人の事務、技術系職員の平均給与は何と八百十万円と、一番高いじゃないですか。さらに、今回の法案によって、ますます国会の監視や政府の監督がききにくくなるわけではありませんか。これが政府案と民主党案との違いであります。

では、二番目の質問、年金保険料流用禁止法案、そして政府案との違いについて答弁を申し上げます。

先ほど長妻議員の質問にもありました。本日も、当時の与党年金制度改革協議会の大野功統会長、御出席でありますが、議事録によりますと、平成十六年二月二十五日の予算委員会で、大野会長は、「年金財源というのはやはり年金の給付以外にはびた一文使っちゃいけない、こういう反省が出ております。　我々は、この年金の保険料、国民の皆様の大事な年金の保険料は年金の給付以外には絶対使わない、こういう誓いに達したわけでございます。」と語られました。あれから年月がたって、どうして正反対の法案が出てくるのでしょうか。

さらに、小泉前総理も次のように答弁されております。本日は小泉前総理も御欠席のようですが、読み上げさせていただきます。

平成十六年四月九日の衆議院厚生労働委員会での我が党の城島正光議員の質問に対して小泉前総理は、「年金の保険料は基本的に年金に充てる、事務費には充てないという御指摘、これはやっぱり真摯に受けとめるべきだと思っております。」と答弁をされております。小泉前総理の答弁と今回の政府の法案は百八十度違うではありませんか。

ぜひとも、委員会審議に小泉前総理と大野議員に御出席いただきまして、当時の答弁、発言とのこの根本的な食い違いについて御説明をいただきたいと思っております。

さすがに、与党の良識ある議員からは、この法案の与党内審議において、国民の不信がこれだけ高い保険料の流用を法案化するのはまずいんじゃないかという声が多数上がったと聞いております。もっともなことであります。にもかかわらず、このような法案が提出されたわけであります。そして、そういうことを禁止するために我が党は流用禁止法案を提出いたしました。

では最後に、なぜ民主党は消えた年金記録被害者救済法案を提出したのか、そのことについて答弁を申し上げます。

先ほどの長妻議員の質問にもありましたが、何と五千万件もの納付者と結びつかない年金記録、そして、過去六年間に二十二万件もの支給漏れによる年金記録の修正、昨年の後半期、半年だけでも一万七千件にも及ぶ年金記録が自分の給付と違うのではないかという苦情、これらに対して全く政府は真摯にこたえようとはしておりません。

今回の政府の特殊法人への看板のかけかえ法案、これにつきましては、昨年の有識者会議においても、公的責任をなくすと国会の関与と政府の監督が行き届きにくくなるということは政府自身が認めていたところであります。今でさえ年金記録がわからない、それに対して、特殊法人化してうやむやにしていく、これではまさに政府案は年金責任逃げ切り法案ではないでしょうか。

国民に対して年金保険料を納付せよと言う以上は、国民の最大の不満である、年金保険料は年金支給以外には使わない、そして納付した保険料は必ず給付につながる、このような民主党の年金保険料流用禁止法案、そして年金記録の被害者救済法案の可決こそが重要であると考えております。どうか、以上、法案を慎重に御審議いただき、御可決くださいますようにお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。ありがとうございました。（拍手）